県　章

滋賀県公報

令和８年（2026年）
10　月　27　日
第　763　号
火　曜　日

毎週火・金曜　２回発行

目　　次

○　告　　示
保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）……1
鳥獣捕獲等事業の変更の認定（生物多様性保全課）……1
鳥獣捕獲等事業の変更の届出（生物多様性保全課）……2
○　公　　告
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）……2
県営土地改良事業に係る不換地指定公告（耕地課）……2
県営土地改良事業変更計画決定公告（農村振興課）……3
○　土木事務所公告
道路の位置の指定公告（湖東）……3
○　公安委員会告示
道路交通法第44条第２項第２号の規定による乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関する合意（交通規制課）……3
○　正　　誤
令和８年10月20日付け第761号滋賀県告示第430号中……4
令和８年10月20日付け第761号滋賀県告示第431号中……4
令和８年10月20日付け第761号一般競争入札の公告中……4

告　　示

滋賀県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和８年10月27日

滋賀県知事　　三日月　　大　　造

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知郡愛荘町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、愛知郡愛荘町（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

愛知郡愛荘町（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種　次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および愛荘町役場に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第444号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の７第１項の規定に基づき鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第２項において準用する法第18条の５第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年10月27日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

1　変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称および住所ならびに代表者の氏名　特定非営利活動法人Ｈ・Ｗ・Ｅ
栗東市小野794－１　森秀樹

2　変更の内容　鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（捕獲従事者の有する狩猟免許の変更等）

3　変更の認定をした年月日　令和８年10月20日

4　その他　変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の５第１項第２号に掲げる基準に適合するものである。

滋賀県告示第445号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の７第３項の規定に基づく鳥獣捕獲等事業の変更の届出があったので、同条第５項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年10月27日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

1　変更の届出をした鳥獣捕獲等事業者の名称および住所ならびに代表者の氏名　特定非営利活動法人Ｈ・Ｗ・Ｅ
栗東市小野794－１　森秀樹

2　変更の内容　鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（捕獲従事者の削除）

3　変更年月日　令和８年10月６日

公　告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により聴取した意見について、同条第３項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和８年10月27日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

1　大規模小売店舗の名称および所在地　ドラッグコスモス長浜平方店　長浜市平方町字切田244番ほか

2　意見の概要　長浜市からの意見

⑴　カラオケ（ＢＧＭ）等の音の発生を伴う営業を行う場合は、近隣に影響が及ばないよう措置を講じること。

⑵　周辺の交通環境保持に留意し、従業員等に対して交通安全啓発や通勤経路、搬入経路の指導に努めること。

⑶　建物設置予定地の南西には滋賀県立長浜北高等学校があり、予定地付近は通学路となっているため、特に交通安全に留意すること。

3　意見の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室　大津市京町四丁目１番１号

滋賀県商工労働部中小企業支援課　大津市京町四丁目１番１号

長浜市産業観光部商工振興課　長浜市八幡東町632番地

⑵　縦覧期間　令和８年10月27日から令和８年11月27日まで

県営土地改良事業に係る不換地指定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第３項において準用する同法第53条の２の３第１項の規定により、県営馬場・山寺地区土地改良事業の施行において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定した。

令和８年10月27日

滋賀県知事　三　日　月　大　造

従前の土地の表示

市	町	大　字	字	地　番	地　目	用　途	地積（㎡）	摘　要

草津市		馬場町	茨谷	312番１	田	田	984	
〃		〃	小網谷	48番１	山林	山林	112	
〃		〃	村前	387番１	田	田	545	
〃		〃	〃	406番１	原野	原野	39	
〃		〃	〃	473番１	田	田	451	
〃		〃	〃	473番２	〃	〃	11	
〃		〃	〃	519番１	〃	雑種地	98	
〃		〃	〃	520番１	〃	〃	45	
〃		山寺町	八反田	893番	原野	原野	13	

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営野洲川沿岸上流地区土地改良事業（ため池等整備事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき土地改良事業計画を令和８年10月14日に変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和８年10月27日

滋賀県知事　三日月　大　造

１　縦覧に供する書類　県営野洲川沿岸上流地区土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画書の写し

２　縦覧場所　滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および甲賀市産業経済部農業振興課

なお、滋賀県のウェブサイト（https://www.pref.shiga.lg.jp/gh00/33942.html）でも閲覧することができる。

３　縦覧期間　令和８年10月27日から令和８年11月26日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和８年12月11日までに審査請求をすることができる。

土　木　事　務　所　公　告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第１項第５号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

この関係書類は、滋賀県交通まちづくり部建築開発課および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和８年10月27日

滋賀県湖東土木事務所長　福　田　義　弘

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
愛知郡愛荘町豊満字松ノ下429番５、字砂川原1278番４、1278番９、1278番11、1337番４の一部、1339番の一部	141.11m	最小幅員6.00m 最大幅員7.21m	令和８.10.19

公　安　委　員　会　告　示

滋賀県公安委員会告示第115号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定により、湖南市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和８年10月27日

滋賀県公安委員会委員長　上　田　健一郎

１　合意した者

⑴　湖南市長

⑵　滋賀県公安委員会

⑶　近畿運輸局長

⑷　滋賀バス株式会社

２　旅客の運送の用に供する自動車が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
美松	南進	湖南市中央二丁目86番地先
	北進	湖南市中央三丁目33番地先
甲西駅北口	南進	湖南市針420番１号地先
甲西中学校	南進	湖南市針283番３号地先
	北進	湖南市平松104番11号地先
夏見新田	西進	湖南市夏見1052番１号地先
	東進	湖南市夏見1160番１号地先
大池町	西進	湖南市柑子袋15番地先
仲町	西進	湖南市柑子袋784番１号地先
石部南	北進	湖南市石部南七丁目12番２号地先
石部南口	北進	湖南市石部が丘一丁目3814番地先
医療センター	南進	湖南市石部東五丁目4313番１号地先
三雲駅	北進	湖南市三雲450番１号地先

３　停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲　滋賀タクシー株式会社が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第３条の３第３号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車であって、あいのりと称するものに限る。

４　道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項　当該停留所を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。

５　利用期間　令和８年11月１日から当面の間

正　　誤

令和８年10月20日付け第761号滋賀県告示第430号中

ページ	行	誤	正
1	23	滋賀県告示第430号	滋賀県告示第425号

令和８年10月20日付け第761号滋賀県告示第431号中

ページ	行	誤	正
2	16	滋賀県告示第431号	滋賀県告示第426号

令和８年10月20日付け第761号一般競争入札の公告中

ページ	行	誤	正
3	20	令和８年滋賀県告示第430号	令和８年滋賀県告示第425号

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目１番１号